

ごかの お知らせ

No.583

役場の代表電話は☎(84)1111です

就学を援助します

町内の小中学校に在学する児童生徒のいるご家庭で、経済的理由(所得状況等)により就学させることが困難な場合は、学用品費等の一部を援助する制度があります。

詳しくは、4月中旬に教育委員会までお問い合わせください。

お問い合わせ

教育委員会 学校教育G
☎(84)1462 (直通)

五霞町納税等記録票をご利用ください

町の税金や上下水道料金、保育料などの年間スケジュールが記載されている「五霞町納税等記録票」は役場④番窓口に備えてあります。また、町ホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

町税の猶予制度があります

猶予制度とは、町税を一時に納付することができない場合、または財産の差押や売却を直ちにすることにより、その事業の継続もしくは生活の維持を困難にするおそれがある場合に利用できる制度で「徴収の猶予」と「換価(売却)の猶予」があります。

○徴収の猶予の要件

- ・災害、盗難、病気などにより一時に納付することができないとき
- ・事業の休廃止、事業上の損失等により一時に納付することができないとき など

○換価(売却)の猶予の要件

- ・納税について誠実な意思を有

している人が、町税を一時に納付することにより事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき

○猶予を受ける町税以外の町税に滞納がないとき

- ・令和6年4月1日以後に納期限が到来する町税で、その町税の納期限から6か月以内に申請書が提出されたとき など

詳細についてはお問い合わせください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

狂犬病予防集合注射

町では次のとおり狂犬病予防の集合注射を実施します。

現在、犬を飼っていて登録していない方や注射を受けさせていない方も、この機会に予防注射を行ってください(現在獣医にかかっている場合は、医師の指導に従ってください)。

○持参する物

【登録済の飼い犬の場合】

①狂犬病予防注射済票交付申請書(3月中旬に郵送したはがき)

※狂犬病予防注射済票交付申請書(はがき)を忘れてしまうと

注射することができませんので、忘れずにご持参ください。

②狂犬病予防注射料

3,000円

③注射済票交付手数料

350円

【未登録の飼い犬の場合】

①狂犬病予防注射料

3,000円

②注射済票交付手数料

350円

③登録手数料

2,000円

※代金お支払いの際、お釣りが出ないようご協力ください。

※その他、ふんを片付ける際に必要なスコップ、ビニール袋等をご持参ください。

○日程等

日時		場所
4月4日(木)	午後1時10分～2時10分	役場
	午後2時30分～3時15分	ふれあいセンター
	午後3時35分～4時20分	川妻生活改善センター
4月7日(日)	午後1時10分～2時10分	役場
	午後2時30分～3時30分	原宿台コミュニティセンター

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G
☎(84)3618 (直通)

マル福(重度心身障害者等)の対象者が拡充されます

4月1日から重度心身障害者等医療福祉費支給制度(マル福)の受給対象者が拡充されました。該当条件は次のとおりです。

- ・身体障害者手帳4級かつ療育手帳B
- ・精神障害者手帳2級かつ身体障害者手帳3級又は4級
- ・精神障害者手帳2級かつ身体障害者手帳3級又は4級
- ・精神障害者手帳2級かつ療育手帳B

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84)1965 (直通)

